

## 第4回 倫理委員会有識者懇談会 議事要旨 (2022年3月28日)

### I 日時：

2022年3月28日(月) 10:00~11:30

### II 場所：

日本公認会計士協会 4階会議室/オンライン会議

### III 出席者：

#### ○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、青克美、梅津光弘、遠藤元一、大野和人、佐藤淑子、前原康宏、  
弥永真生、西山香織(オブザーバー)

#### ○ 日本公認会計士協会(説明者)

手塚正彦(会長)、小倉加奈子(副会長)、西田俊之(常務理事)、高濱滋(委員長)、  
樋口誠之(副委員長)、山田雅弘(副委員長)

### IV 議事要旨：

#### ■ 倫理規則公開草案に対するコメントへの対応について

山田副委員長から、2021年11月22日に公表した「倫理規則」の改正に関する公開草案に対して寄せられたコメントの概要及び本会の対応案について、適用時期、報酬、非保証業務、守秘義務に関するコメントを中心に説明がなされた。

#### 【主なご意見】

##### <適用時期>

- 公表から施行までの時間が切迫しているが、適用時期については、一旦は2023年4月適用開始で実行していただければと思う。ただ、詳細なルールを策定しても、実務においてはグレーゾーンとなる領域も生じてしまう。そのような場合、規則や実務ガイダンスを回避するための潜脱行為となる事例が発生する可能性がある。今回のような倫理規則及び実務ガイダンスの公表と同時に、会員が、自らの決意として、新たな倫理規則等をどのように解釈し、実践するか等の基本姿勢を再確認する必要があるのではないかと考える。
- 適用には、十分な時間を確保した方がよいと考える。今後、国際会計士倫理基準審議会(International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA)から追加的なガイダンスが公表されることも踏まえると、倫理規則及び実務ガイド

ンスが会員に理解され、実務に適用されるまでには相当時間がかかる。今回の改正は大規模なものであることから、もう少し適用までの時間的猶予が必要ではないか。

- 適用時期に関しては、IESBA 倫理規程の適用時期から遅れてしまうことも問題であるため、極力、2023年4月適用開始を進めることを前提としながら、やむを得ない事情が生じた場合、再考もあり得るということがよいと考える。全体感としては、できる限り早く公表した方がよい。適用を円滑にするための施策、特に実務ガイダンスの提供を積極的に行っていただきたい。
- 適用日より前に契約が締結された非保証業務については、旧規定が適用できるとの説明があったが、長期契約によってこの経過措置を適用し続けるなど、乱用される可能性がある。そのため、何らかの防止策が必要ではないか。

(質問への回答)

- ご意見を踏まえ、検討させていただく。

#### <報酬依存度>

- 報酬依存度に関する新たな規定において、5年辞任ルールの例外規定の協議先を日本公認会計士協会とし、その会議体を独立性の確保に留意して今後検討することに異論はない。しかし、例外規定の適用は公共の利益に照らしてやむを得ない場合に限ることが重要であるため、その趣旨が没却されないことがないよう、実務上留意することを求める説明を期待したい。
- 日本公認会計士協会において報酬依存度の実態は把握されているのか。報酬依存度が15%又は30%を超過した場合の新たなルールを導入した後、どのように実効性を担保していくのか懸念している。実務ガイダンスの公表などは予定しているか。

(質問への回答)

- 報酬依存度については、現状においても品質管理レビューの対象としており、個別に対応を行っている。今後、モニタリング体制の検討を行いたい。

#### <非保証業務>

- 「提供禁止となる非保証業務を網羅的に特定することは困難であることから、それぞれの状況に応じて、監査役等とのコミュニケーションに基づいて提供の可否を判断する」といった説明があるが、実務上はどのような場合に業務の提供が認められることになるのか。網羅的ではなくてもいいので、禁止される業務ではなく、例えば、一般的な税務申告書の作成業務などは提供可能というように、提供可能な非保証業務の例を示してほしい。

(質問への回答)

- 非保証業務の提供に当たっては、様々な状況が想定されることから、特定の業務がどのような状況においても提供可能であると断定できるケースの例示は難しいと考える。なお、IESBA においても、非保証業務の提供可否について、実務における適用については、より議論が必要ということで、実務ガイダンスの検討が続けられている。

#### <守秘義務>

- 規制当局への報告に関するコメントへの対応について、「安易に報告を行うこととならないように」という記載があるが、「適切な判断をして報告ができるようにするために」といった説明の意図を含めた記載とする方がよいのではないか。
- 「安易に報告を行うこととならないように」という記載は、不正を発見した際の免罪符として悪用される懸念がある。的確に当局への報告を行う趣旨を、もう少しわかりやすく記載いただきたい。
- 仮に「安易」という言葉を使うのであれば「安易に報告することで済ませることがないように」といった表現で、適時適切に報告が行われるべきであると理解できる表現が適当である。報告を行わないことを肯定的に読み取れてしまう文言は避けるべきである。

(質問への回答)

- ご意見を参考に、コメント対応の記載について検討させていただく。

#### <その他>

- 客観性をはじめとして、テクノロジーが監査業務に与える影響、すなわち、倫理規則とどのような関係があり、どのような倫理上の問題が生じるのかを整理する必要があると考える。

(質問への回答)

- テクノロジーの進展は、公認会計士の業務に非常に大きな影響を与えつつあることから、IESBA においても、テクノロジーが職業会計士の倫理に与える影響について検討されている。今年の2月に、コメント期間を120日として、テクノロジーに関する IESBA 倫理規程改訂の公開草案が公表されており、日本公認会計士協会からもコメントを提出するべく、現在検討を行っている。今回の倫理規則の改正においても、基本原則に関わるマインドセットにおいて、テクノロジーの要素について十分考慮し、対応していかなければならないという考え方を示している。

### 【適用時期に関する追補】

本有識者懇談会終了後、2022年4月4日開催の倫理委員会の前に、非保証業務の提供に関する規定の適用については、倫理規則公開草案へのコメント、本有識者懇談会における委員の意見、IESBAにおける非保証業務の提供に関するガイダンスの公表スケジュール等を踏まえ、1年間の適用猶予を選択可能とする規定を設けることを提案し、メールにてご意見を伺い、以下のご意見をいただいた。

- 規定案に賛成する。
  - 規定案に賛成する。グローバル展開をしており国際的ネットワークポリシーがある大手ファームと異なり、リソースが必ずしも潤沢とはいえない規模の監査法人及び会計事務所にとって、現在の適用時期では、十分に準備できる範囲を超えていることが懸念される。無理な対応を余儀なくされることは避けるべきである。大規模監査法人にとっても、2023年4月1日以降の適用開始は相当な負荷をもたらすのではないかと考える。
  - 1年間の適用猶予を設けることには異論はないが、附則第4項の記載に関して、2024年3月31日までに非保証業務の長期契約を締結し、2024年3月31日までに業務を開始していた場合には、いつまでも改正前の内容が適用できるようにも読めてしまう。経過措置をいつまでも受けられないように配慮することが必要であり、場合によっては経過措置を適用できる上限を明示することも一案ではないか。
  - 非保証業務に係る規定については、IESBAのガイダンスがまだ公表されていない状況であり、2023年4月からの適用は慎重に考えるべきである。たとえ、1年間の適用猶予を選択可能とする規定を設ける場合であっても、大規模監査法人は、IESBAの規定と平仄を合わせ、2023年4月から適用とする可能性が高いため、企業側への周知の期間が短くなる懸念がある。企業を含めた市場関係者への周知の期間を十分に確保するために、適用期間を1年間一律に延期するべきと考える。
- 倫理規則の附則に以下の項目を設け、倫理委員会に付議することとした。

附 則 (2022 年 月 日改正)

- 1 この改正規定は、2023 年 4 月 1 日から施行する。ただし、会員の判断において早期適用することを妨げるものではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める業務又は適用日から適用する。ただし、会員の判断において早期適用することを妨げるものではない。
  - (1) パート 4A (第 540.14 A1 項を除く。) 2023 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の監査業務
  - (2) パート 4B (期間を対象にする主題に関する保証業務に限る。) 2023 年 4 月 1 日以後開始する期間の保証業務
  - (3) 第 300.6 A1 項(4)④、セクション 325 及び第 540.14 A1 項 「監査に関する品質管理基準」に対応する審査に係る実務指針の適用日
- 3 この改正規定による報酬に関連する規定(年数に関するものに限る。)の適用においては、適用初年度から起算して年数計算を行う。なお、改正規定の適用初年度において、社会的影響度の高い事業体である依頼人に対する報酬依存度が、2 期連続して 15%を超えている場合は、改正前の独立性に関する指針第 1 部第 222 項に定めるセーフガードの適用を行うものとする。
- 4 この改正規定による改正後のパート 4A 及び 4B の規定にかかわらず、会計事務所等又はネットワーク・ファームは、監査業務又は保証業務の依頼人と非保証業務の契約を 2024 年 3 月 31 日までに締結し、かつ、同日までに業務を開始したときは、従前の契約条件に基づき、当該非保証業務が終了するまで、なお従前の例により非保証業務を継続することができる。

なお、非保証業務を継続する会計事務所等又はネットワーク・ファームは、その方針又は手続において、従前の例により非保証業務を継続する旨を規定するとともに、全ての非保証業務に対して等しく同じ取扱いをしなければならない。
- 5 この規則に関する要求事項(項番号に R が付された規定をいう。)以外の規定については、理事会が定める。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上